

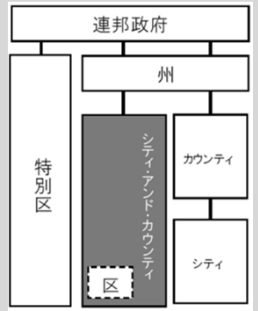
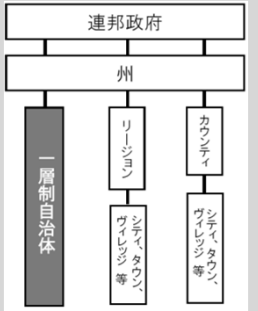
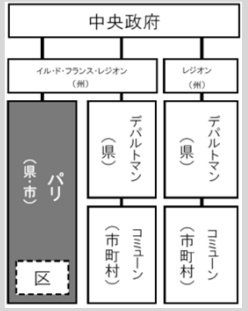
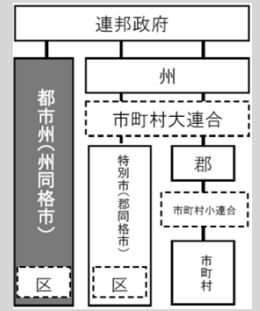
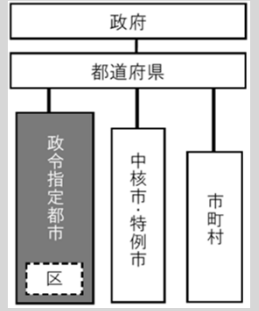
10月1日開催(前回)の大都市行財政制度特別委員会に おける要求資料について



平成25年11月28日
政策局

諸外国の大都市の予算・税収額について

1 \$ = 100円、1 € = 130円として換算

	ニューヨーク市	トロント市	パリ市	ハンブルク市	(参考)横浜市
人口 (A)	818万人(2010)	262万人(2011)	218万人(2006)	179万人(2010)	370万人(2013)
面積	785km ²	630km ²	105km ²	755km ²	435km ²
政府と 地方自治体 の構造					
予算規模 (B) (円換算)	69,917百万 \$ (2014) (6兆9,917億円)	11,623百万 \$ (2012) (1兆1,623億円)	7,596百万 € (2013) (9,875億円)	11,557百万 € (2011) (1兆5,025千億円)	1兆4,353億円 (2013) (一般会計)
人口1人当たり 予算額 (B)/(A)	85万5千円	44万4千円	45万3千円	83万9千円	38万8千円
税収額 (C)	45,314百万 \$ (4兆5,314億円)	4,124百万 \$ (4,124億円)	3,059百万 € (3,976億円)	8,706百万 € (1兆1,318億円)	7,076億円 (市税 + 地方譲与税)
主な税目	財産税、一般売上税、 個人消費税、個人所得税	固定資産税、土地譲渡税	固定資産税、住居税、 企業付加価値税	共同税、営業税、 不動産税	市民税、固定資産税、 都市計画税、事業所税
人口1人当たり 税収額 (C)/(A)	55万4千円	15万7千円	18万2千円	63万2千円	19万1千円

()は24年度2月補正予算(25年度予算の前倒し・上乗せ補正分)を含めたもの(土地開発公社負担金を除く)

「特別自治市創設に向けた「区」のあり方」 論点整理 について

1 趣旨

横浜特別自治市大綱(3月策定)で示した考えを前提に、第30次地方制度調査会答申(6月)の内容も踏まえ、特別自治市における区のあり方について検討するため、7月、副市長をリーダーに、関連する区局長で構成する「特別自治市創設に向けた「区」のあり方関連区局長プロジェクト」を設置しました。

この度、関連区局長プロジェクトでの議論を踏まえ、今後検討すべき論点を整理しました。

2 論点整理について

本市がこれまで取り組んできた区役所の機能強化や区局連携、市民との協働の取組などを踏まえ、特別自治市創設に向けた「区」のあり方について、検討する必要がある論点を整理しました。

論点整理 の概要

(1) 区の基本的な役割・区の事務権限

区局連携が可能である行政区の強みを一層生かした、効率的・効果的な行政運営を行う。市民に最も身近な地域における総合行政機関として、また、地域協働の総合支援拠点として、区の役割を拡充する必要がある。

- ・県等から移譲された事務権限や税財源を最大限に生かし、区の特性を生かした、効果的な部門・組織編成をすることが必要である。
- ・市民対応の窓口・相談機能、協働を進める体制の拡充を検討する必要がある。

特別自治市創設を待たずに、現行制度の下でも実現可能である施策は積極的に取り組むことが必要である。

(2) 区長の権限・位置付け

区の役割の拡充と住民自治の強化に伴い、区長の権限の強化や位置付けの変更を検討する必要がある。

特別自治市創設時には、区長の役割・権限の強化等に伴い、市長が議会の同意を得て選任する特別職とするなど、区長の位置付けの変更についての議論を深めることが必要である。

(3) 住民自治の強化

地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充

現在、各区で取り組んでいる「地域のプラットフォーム」の充実に取り組む中で、地域の实情にあわせて拡充を検討する必要がある。

「地域のプラットフォーム」を支える「地域と向き合う区の体制」については、区は「地域協働の総合支援拠点」であることを明確にして整備する必要がある。

地域で活動する区民の視点で区政に参加する場（区政における住民参画機会の仕組み）

区政における住民参画機会の仕組みは、特別自治市創設時に条例を制定するなど、市として全区統一的な位置付けを明確にする制度設計が必要である。

自治会・町内会など地域で活動する区民の視点を生かせることを基本に、例えば、委員構成等は各区の实情を踏まえた制度設計を検討する必要がある。

現行制度の下でも、標準的な仕組みを明らかにした上で、区・地域の实情に応じた住民参画機会の仕組みを検討する必要がある。

区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み

横浜市会大都市行財政制度特別委員会報告書（平成 24 年 5 月）における「選挙で選ばれた公選職である市会議員が、当該区民の代表として区政にかかわることができるよう、現行制度の下でも、できる限りの仕組みを構築する必要がある」という提言なども踏まえ、諸外国の大都市の制度を参考に、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを検討する必要がある。

市会議員が、区の議員機能を兼務する形態が、大都市の一体性と「都市内分権」を両立させる効果的な手法と考えられる。

選挙区が行政区単位となっている区選出の公選市会議員が区政にかかわる仕組みは、諸外国の一層制の大都市の事例（トロント、ニューヨークなど）を参考にした制度設計が考えられる。

（ は、横浜特別自治市大綱に記載されている項目や、横浜市会大都市行財政制度特別委員会等においても議論されている項目を整理して記載）

< 参考資料：「特別自治市創設に向けた「区」のあり方」 論点整理 >

3 今後の予定

引き続き、「特別自治市創設に向けた「区」のあり方関連区局長プロジェクト」において検討を継続します。今年度を目途に、「特別自治市創設に向けた「区」のあり方に関する基本的考え方」を取りまとめていきます。

参考資料

特別自治市創設に向けた「区」のあり方 論点整理

平成 25 年 11 月
特別自治市創設に向けた「区」のあり方
関連区局長プロジェクト

目次

1	趣旨	1 頁
2	区役所機能強化の取組	6 頁
3	市民参加・市民協働による取組	8 頁
4	論点整理	11 頁
	(1) 区の基本的な役割・区の事務権限	11 頁
	(2) 区長の権限・位置付け	15 頁
	(3) 住民自治の強化	15 頁
	(ア) 必要性	15 頁
	(イ) 具体的な住民自治の強化における新たな仕組み	16 頁
	地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充	16 頁
	地域で活動する区民の視点で区政に参加する場	16 頁
	区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み	16 頁
5	最終とりまとめに向けて	19 頁

1 趣旨

平成 25 年 3 月、横浜市にふさわしい新たな大都市制度である特別自治市制度の早期創設を目指し、国等に制度創設の要請、提案を行うと共に、市民、県、県内市町村、経済団体等との意見交換に資するため、市会との議論を経て「横浜特別自治市大綱」を策定した。

「横浜特別自治市大綱」において特別自治市制度の骨子は、現在県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理すること、市域内地方税の全てを賦課徴収すること、神奈川県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化すること、市区の 2 層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化することである。

一方、平成 23 年 8 月に設置された第 30 次地方制度調査会では、初めて大都市制度をテーマに本格的な議論が行われ、平成 25 年 6 月に「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(以下、「地制調答申」という。)が、とりまとめられた。地制調答申では、特別自治市創設の意義が明確に示されたが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である、と指摘している。

本市は、横浜特別自治市大綱で示した考えを前提に、地制調答申も踏まえ、特別自治市における区のあり方について検討するため、平成 25 年 7 月、副市長をリーダーに、関連する区局長で構成する「特別自治市創設に向けた「区」のあり方関連区局長プロジェクト」(以下、「関連区局長プロジェクト」という。)を設置した。今回、関連区局長プロジェクトでの議論を踏まえ、今後検討すべき論点を整理した。

【参考1】検討体制（関連区局長プロジェクト第1回～第4回）

リーダー 鈴木 隆 副市長
メンバー 港南区長
金沢区長
都筑区長
戸塚区長
政策局長（事務局長）
政策調整担当理事
総務局長
財政局長
市民局長

【参考2】関連区局長プロジェクトの開催実績

回	日	検討内容
第1回	7月8日	検討の趣旨、行政区の現状、特別自治市に移譲される事務権限 区局の役割分担の考え方、検討に向けた主な論点
第2回	7月26日	区の機能強化と集約化・区局の事務分担、 検討すべき論点のイメージ（案）
第3回	9月6日	論点整理に向けた考え方（案）、区が管理・運営する施設、 区局の役割分担の考え方、区長への事務委任
第4回	9月27日	論点整理（案）、教育部門関連

【参考3】横浜特別自治市大綱（抜粋）

第3 横浜市が目指す特別自治市制度

1 横浜特別自治市制度の骨子

(4) 特別自治市としての横浜市の内部の自治構造は、市区の2層構造を基本とし、現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化する。

ア 特別自治市内部の自治構造

特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、都市（市域）全体で一体的なまちづくりや地域間のバランス調整を行うことができ、行政運営の効率性と住民自治を両立する、法人格を持たない区（行政区）とする。

特別自治市制度においては、横浜市域における県の事務と指定都市として現在横浜市が担っている事務とを統合し、特別自治市が担う行政分野がさらに広範になることから、区においても、災害に強いコミュニティづくり、地域経済の活性化、環境問題などの様々な課題について、できるだけ区役所で対応・解決できるようにその役割を拡充していく必要がある。

イ 区における住民自治の強化

大都市内部の自治構造は、各国の地方自治制度、都市の成り立ちなどによって様々であり、住民自治を制度的に強化するための仕組みとして、公選の区長を設置することは必須ではない。

横浜市においては、昭和14年にほぼ現在の市域が確定しており、横浜に愛着・誇りを感じている市民の割合も高い。その強みである都市の一体性を保ち、都市全体として力を高めていくためには、区長は公選とせずに、適正な区政が行われ、住民の意見を行政に反映させることができるような仕組みを構築することが重要であると考えます。

したがって、横浜特別自治市制度では、横浜市会大都市行財政制度特別委員会報告書（平成24年5月）における「選挙で選ばれた公選職である市会議員が、当該区民の代表として区政にかかわることができるよう、現行制度の下でも、できる限りの仕組みを構築する必要がある」という提言なども踏まえ、諸外国の大都市の制度を参考に、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築するものとする。

また、これとは別に、地域特性や実情に応じて、行政をより住民に近づけるため、区政における住民の参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）を設置することや、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充など新たな仕組みづくりを進める必要がある。

【参考4】地制調答申（抜粋）

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

(1) 指定都市制度の現状

住民意思の的確な反映

指定都市においては、住民に身近な行政サービスを住民により近い組織において提供することや住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みを検討することが必要である。

少なくとも、指定都市のうち特に人口規模が大きい都市については、住民に身近な行政区の役割を強化し、明確にすることについて検討することが必要である。

(3) 「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。

区の役割を拡充する方法としては、まず、条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができることとすべきである。

また、区長が市長から独立した人事や予算等の権限、例えば、区の職員の任命権、歳入歳出予算のうち専ら区に関わるものに係る市長への提案権、市長が管理する財産のうち専ら区に関わるものの管理権などを持つこととすることを検討すべきである。

このように、区長に独自の権限を持たせる場合には、現在は一般の職員のうちから命ずることとされている区の事務所の長（区長）について、副市長並みに、市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを選択できるようにすべきである。

また、区長を公選とすべきかどうかについても引き続き検討する必要がある。

さらに、区単位の行政運営を強化する方法として、区地域協議会や地域自治区等の仕組みをこれまで以上に活用すべきである。

以上のような新たな区の位置付けを踏まえ、区を単位とする住民自治の機能を強化すべきである。

区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすべきである。

第3 新たな大都市制度

2 特別市（仮称）

（1）特別市（仮称）を検討する意義

特別市（仮称）は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。

また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。

（2）特別市（仮称）についてさらに検討すべき課題

一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。

（3）当面の対応

まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づくことを目指すこととし、特別市（仮称）という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある。

2 区役所機能強化の取組

横浜市は、高度経済成長期に人口が急増したため、学校や下水道などの社会資本整備を積極的に進めるとともに、全国の政令指定都市に先駆け、区民に最も身近な区役所の機能強化に取り組み、行政サービス向上に資する取組を継続して進めてきた。

例えば、平成6年、「地域総合行政機関としての区役所の実現」を図るべく、区へ保健所を編入したほか、「個性ある区づくり推進費」を創設するとともに、区選出市会議員の協議の場として、「区づくり推進横浜市会議員会議」も設けられた。平成16年には市立保育所を区へ移管、平成17年には土木事務所を区へ編入するなど、区役所は市民サービスに直結する部門を強化してきた。このほかにも、市長から区長への事務委任も積極的に進めており、本市では96事務が区長委任されている。これは、指定都市20市の中でも際立って多く、2番目に多い福岡市の58事務と比べても、倍近い数値となっている。（第30次地方制度調査会第15回専門小委員会資料による）

さらに、大都市のスケールメリットを生かしながら区局の役割分担や連携などにより、「ヨコハマはG30」や「待機児童ゼロ」などの施策を達成してきた。一方で、業務の効率化に効果のある業務については、区から局への事務の集約化を図るなど、効率的な行政運営を進め、平成23年度現在、人口1,000人あたりの職員数は5.51人と、指定都市の中で最少である。

【参考5】区の機能強化の主な変遷

昭和44年	一度で用の足りる区役所 ・区長室の設置 ・市民課の再編・強化 ・総合庁舎の計画的建設
昭和52年	総合機関としての区役所の実現 ・区要望反映システムの導入 ・福祉事務所と建築事務所の編入 ・区政部・福祉部の2部制に
平成6年	地域総合行政機関としての区役所の実現 ・「個性ある区づくり推進費」創設 ・「区づくり推進横浜市会議員会議」設置 ・保健所（部相当）の編入
平成14年	福祉・保健の連携強化 ・福祉保健センターの設置
平成16年	新時代の区の機能強化 ・経営機能の強化（区長公募、副区長の設置、組織の自律編成） ・地域行政機能の拡大 （市立保育所の移管、まちの計画・支援・相談窓口の設置、道路局「土木事務所」・緑政局「公園緑地事務所」を区役所兼務化）

平成 17 年	新時代の区の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区予算制度の改革 ・ 道路・下水道・河川・身近な公園などの維持管理機能の移管 (土木事務所の編入) ・ 戸籍課証明発行窓口 ・ 税証明のワンストップ化の全区展開 ・ 行政サービスコーナーの機能拡充
平成 21 年	地域の多彩な活動を支える区役所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援機能強化に向けた地域力推進担当の設置
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所待機児童の解消に向けた対応
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所の意向をより市政に反映させるため、区長会議など 区役所会議の機能を強化 ・ 地域運営補助金の創設

【参考 6】区役所事務の効率化・集約化の例

平成 11 年度	・ 区役所建築課を統合し建築事務所を 4 方面に設置
平成 17 年度	・ 個人市・県民税の特別徴収に係る賦課事務の集約化
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所税事務の集約化 ・ 市コールセンターの活用による区代表電話の代行・集約化
平成 19 年度	・ 横浜市保健所を一本化
平成 20 年度	・ 戸籍(原本・附表)電算化に伴うシステム入力の特約化
平成 21 年度	・ 法人市民税・固定資産税(償却資産)・市たばこ税・入湯税事務の 集約化
平成 23 年度	・ 国民健康保険料の高額滞納世帯に対する滞納整理事務の特約化
平成 24 年度	・ 保育所入所事務の一部集約化
平成 25 年度	・ 納税事務の一部集約化

3 市民参加・市民協働による取組

本市は70年以上にわたって現在の市域が保たれ、横浜に愛着・誇りを感じる市民の割合も高く、都市の一体性を保って発展してきた。自治会・町内会の加入率も約8割と、大都市の中でも高い水準にあり、また、NPO法人認証数については1,385団体（平成25年9月30日現在）であり、東京23区、大阪市に次いで全国第3位と、高い水準にある。こうした背景の中、自治会・町内会をはじめ、多岐に渡る分野において市民団体やNPO法人等の様々な団体や人々による活動や、行政との協働が、地域・団体等の実情にあわせて取り組まれている。

本市では、我が国の高度経済成長や人口急増とともに、都市問題が多様化・複雑化していた昭和40年代後半、市民相互での話し合いや合意形成などによって市民が市政に参加する目的で「区民会議」が設けられた。その後、市民活動や市のコミュニティ施策等、市民との協働の取組にあわせ、例えば、平成11年には「横浜市における市民活動との協働に関する基本指針（横浜コード）」が提案され、市民の活動支援の基本的な考え方として現在も受け継がれている。平成12年には、「横浜市市民活動推進条例」が制定され、行政が市民活動と協働する際の考え方を定着させる契機となった。これらの取組を受け、各区局において、子育て、福祉、街の美化（「ヨコハマはG30」など）、防犯・防災など、協働施策が数多く実施されてきた。平成18年に策定された「横浜市中期計画」では「市民主体の地域運営」の仕組みづくりが明確に位置づけられ、平成22年に策定した「横浜市中期4か年計画」では「参加と協働による地域自治の支援」が基本政策として掲げられ、これまで実践してきたところである。平成23年には、市民が主体的に行う地域活動を促進、支援するための条例として「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」が制定された。さらに平成24年には、平成12年に制定された「横浜市市民活動推進条例」を全部改正した「横浜市市民協働条例」を制定し、平成25年4月から施行された。

横浜特別自治市大綱では、特別自治市の区において住民自治を強化するとしており、そのためにも、区役所は、地域との協働を基本に多様化・複雑化する地域の課題解決を図ることができるよう、「地域協働の総合支援拠点」としての機能強化が極めて重要である。また、現在、各区においては地域の実情に応じて、「地域のプラットフォーム」の充実と「地域と向き合う区の体制」の整備（【参考8】）に取り組んでいる。

【参考7】市民参加・市民協働に関する経過（関連項目も含む）

昭和 49 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「区民会議」スタート（市政への参加の場・広聴の場） 現在は 5 区が活動
平成 8 年度 ～ 10 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ推進モデル事業実施 （18 区 25 事業、市民局・企画局・都市計画局が横断的に支援）
平成 10 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市市民活動推進検討委員会から「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」提案（平成 11 年 3 月） （対等、自主性尊重、自立化、相互理解、目的共有、公開の 6 原則）
平成 11 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市市民活動推進条例」制定（平成 12 年 3 月） ・市民活動支援センター設置
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働推進の基本指針」確定・発表 （ ・「新しい公共」の担い手として連携・協力していくための指針 ・ NPO 等と行政との協働の基本的なルールが明確に） ・協働事業提案制度モデル事業実施（～平成 19 年度） ・「横浜市地域まちづくり推進条例」制定（平成 17 年 2 月）
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市中期計画のリーディングプランのひとつに「身近な地域・元気づくりの推進」が示され、「市民主体の地域運営」の仕組みづくりが位置付けられる
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」制定（平成 23 年 3 月）
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市市民協働条例」制定（平成 24 年 6 月） （ 「横浜市市民活動推進条例」を全部改正し制定） ・「協働推進の基本指針改訂版」確定・発表
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市市民協働条例」施行（平成 25 年 4 月）

【参考8】(取組例) 市民主体の地域運営に向けた「地域のプラットフォーム」

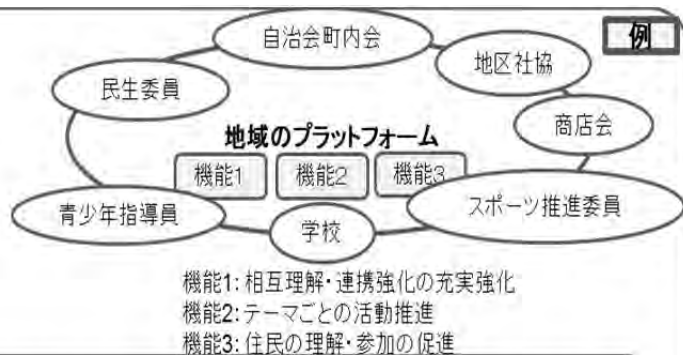
少子高齢化が進み社会情勢が変化する中で、地域では自治会・町内会を始めとする様々な団体が防災、防犯、見守り等、身近な地域の課題解決に向けて、自主的・継続的に取り組みを進めている。

このような市民主体の地域運営を実践するために、その基盤である「地域のプラットフォーム」の充実に向けて、平成25年度から全区で「地区担当」や「地域支援チーム」などの「地域と向き合う体制」を整備し、さらなる地域支援に向けた取り組みを進めている。「地域と向き合う体制」により、地域からは行政との間に顔の見える関係づくりが進んでいるとの評価が得られるとともに、区としても、「協働による地域づくり」の推進につながるという効果が得られている。

今後も、地域の実情を踏まえ、地域の活動団体等が集い、課題解決に向けた話し合いや地域に必要な取り組みを協力して実施していくことにより「協働による地域づくり」が進むよう、地域のプラットフォームの充実に取り組んでいく方向にある。

【地域のプラットフォームとは】

地域のプラットフォームとは、一定エリア（地区連合エリア等）において、身近な地域の課題解決に向けて、地域で活動する様々な団体が連携し、主体的、継続的に協議・実践する機能を持つ基盤です。



- 地域自治の仕組みを検討していく中で、まずは、「地域と向きあう区の体制を整備」すると共に「地域のプラットフォームの機能の拡充」に、各区それぞれの実情に応じて取り組むことになりました。
- 「地域のプラットフォーム」は、「市民主体の地域運営」を実践するための基盤です。自治会町内会の活動や地域の生活課題の解決に向けた地域福祉保健計画の策定・推進で築いてきた場を活用し、さらに多様な団体の連携による情報の共有化、総合的な実践等が行われることが望まれます。

4 論点整理

(1) 区の基本的な役割・区の事務権限

行政区の強みを一層生かした、効率的・効果的な行政運営を行う。

東京の特別区のように基礎自治体機能を備えたフルセット型の区役所を目指すのではなく、都市の一体性を保ちながら、区と市（局）の適切な事務分担や区局連携が可能な「行政区」の強みを生かす制度設計をすることが必要である。

横浜市における行政区の強みとは、地域に根差した市民活動のほか、防災・減災対策など市民による自助・共助の取組、ごみの分別・減量に関する施策「ヨコハマはG30」など市民と行政（区局）による協働の取組、「待機児童対策」にみられるように市（局）と区が役割分担し連携したきめ細かな取組などが可能になることである。

特別自治市創設に向け、これらの行政区の強みを一層生かした、効率的・効果的な行政運営を行う必要がある。

市民に最も身近な地域における総合行政機関として、また、地域協働の総合支援拠点として、区の役割を拡充する必要がある。

特別自治市は、県と市のすべての事務を処理するため、局から区への事務権限の移譲や予算の拡充が必要となる。それにあわせ、住民自治を制度的に強化する仕組みを構築する必要がある。

本市は、370万人の人口を抱える大都市であるが、行政が市民から遠くなることのないよう、市民に身近な区役所の役割を拡充する必要がある。

横浜市はこれまでも、参加と協働による地域自治の支援を基本政策の一つとしてきたが、この考え方は、特別自治市となっても変わらない。

区役所は地域協働の総合支援拠点であることを、あらためて明確に位置付け、市民との協働・地域支援による取組は、区の重要な機能のひとつであることを明文化する必要がある。その上で、地域協働の総合支援拠点としての区役所の機能を充実させる必要がある。

区役所の基本機能である市民サービスの提供窓口、相談・広聴機能を中心に、市民に身近な総合行政機関として充実させる必要がある。

区が市民の相談・窓口機能や協働の拠点機能を果たすため、区の自由度を拡大することも必要である。

今後訪れる顕著な高齢化などの課題に対応するためにも、自助・共助、地域の自立的な取組・協働を支え推進する区の体制の整備が必要である。

特別自治市は、市と県の二重行政を完全に解消するメリットがある。このメリットを生かし、行政サービスを提供する水準を市民の目線で検討する必要がある。

区庁舎総合案内窓口など窓口業務のあり方や、行政サービスコーナー、身近な地域施設における窓口・相談機能のあり方などについても検討することが必要である。

これまで横浜市は、区民に身近な市民利用施設を可能な限り区へ移管してきた。今後も、区民に身近な施設は区が担うことを基本に、地区センターや地域ケアプラザ、学校施設などを地域の防災や福祉など市民との協働の拠点として活用する可能性について、さらに検討することが必要である。

区役所が地域協働の総合支援拠点としての役割を果たすため、学校施設の活用の可能性なども含め、教育関連事務を区で担う可能性についても一層議論を深める必要がある。

【参考9】地制調答申で示された教育関連部門に関する課題（「地制調答申」抜粋）

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

(3) 「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

なお、現在、区には区の事務所の長（区長）、区の選挙管理委員会、区会計管理者を置くこととされているが、これに加え、現行の教育委員会制度を前提とする場合には、小中学校の設置管理等をできる限り区で処理できるようにする観点から、条例で、区に教育委員会や区単位の市教育委員会の事務局を置くことを可能にすることとすべきである。区の教育委員会等は、小中学校の設置管理など、必ずしも市で一体的に処理する必要がない事務のうち条例で定めるものを処理することとすべきである。

この点に関連し、教育再生実行会議の提言を受けて、現在中央教育審議会において教育委員会制度の見直しが議論されている。地方の教育行政に関する権限と責任の明確化の観点から、執行機関としての教育委員会の位置付けを変更し、教育長の権限を強化する場合には、指定都市においては、一又は複数の区を単位とした教育行政に係る補助機関を置くことを可能とすることとする必要がある。また、長が最終的な責任を負うことにより、住民の意思が地方の教育行政に的確に反映される措置が講じられる必要があるものと考えられる。いずれにしても、現行の教育委員会は、地方自治法で規定された執行機関であり、その改革に当たっては、地方自治制度自体のあり方の問題として地方六団体をはじめとする地方公共団体関係者の意向を十分踏まえて検討される必要がある。なお、当調査会は、平成17年に、地域住民の意向の反映は公選の長の方がより適切になしうるため教育委員会の設置を選択制とするよう答申しており、これを踏まえて議論が進められる必要がある。

県等から移譲された事務権限や税財源を最大限に生かし、区の特性を生かした、効果的な部門・組織編成をすることが必要である。

特別自治市における部門・組織編成は、これまでの区役所の機能強化や事務の効率化・集約化の取組等も踏まえ、移譲された事務権限や税財源を最大限に活用することができる効率的・効果的な部門・組織編成をすることが必要である。

区が担う事務の分野・内容は、個別かつ具体的に検討する必要がある。

市（局）が行うものや、市（局）へ集約する必要があるものでも、個別に市民と対応する窓口・相談機能は、区が担うことが必要である。

大都市の発展や活力向上につながる施策は市が行うとしても、例えば、経済振興分野における各区の商店街振興や区内企業との連携窓口機能、協働等の取組は、区が担うことについて検討する必要がある。

市政への要望が高い分野（防災・災害対策、病院・地域医療、高齢者福祉、防犯、街づくり・道路等の整備、ごみ・街の美化、子育て支援、教育など）は、市民対応の窓口・相談機能の拡充や、協働を進めることができる体制の拡充を検討する必要がある。

区の組織は、市民サービスの水準を維持する前提で、市としての一体性を確保しつつ、区の特性に応じて、必要な組織を各区が柔軟に整備できるようにし、現在の区局の枠組みにとらわれない組織編成を検討する必要がある。

特別自治市創設に向けた「区」のあり方として検討すべき論点であっても、現行制度の下でも実現可能である施策は積極的に取り組むことが必要である。

今後、特別自治市創設に向けた「区」のあり方としてさらに検討すべき論点であっても、特別自治市創設を待たずに、現行制度の下でも実現可能である施策は、積極的に取り組むことが必要である。

例えば、今後予定されている地制調答申に基づく県等からの事務・権限の移譲や、子ども・子育て関連3法の施行、社会保障・税番号制度等も踏まえ、多様化・複雑化する地域課題にも対応することができる区の機能や権限の強化を図ることは、特別自治市の実現に向けても必要である。

【参考 10】区局の役割分担（イメージ例）

事務権限が広範となる特別自治市においては、局の事務であっても、それに係る窓口・相談・協働に関することは区局連携のもとに、区が中心となって担うことが必要である。一方、これまでは区の事務と考えられていたものであっても、集約化を図り、局が担う部分もあり得ると考えられる。また、これまで以上に、区局の連携を強化し、全市的な視点で行政運営を行うことが必要であると考えられる。

横浜特別自治市の区局の役割分担イメージ

区が担う事務事業範囲

地域・市民に身近なサービス、地域の特長を生かした事務事業、 区域・地域単位の事業

<例> 保育所等の管理運営、身近な公園・緑地の維持・運営、福祉保健サービスの提供、
商店街振興、地域活動 など

区域単位での事務発生頻度が高い事業、 市民の利便性や効率化の面から区が窓口となって実施することが妥当な事業

<例> 生活保護、医療保険、児童手当事務、戸籍・登録、課税納税 など

区域単位での事務発生頻度が低いとしても、区に応じて必要性・柔軟性が 求められる事業

<例> 身近な公園・緑地の整備、身近なまちづくり、区内企業の連携窓口事務 など

地域の身近な課題への対応(協働による地域づくり)が求められる事業

区局連携

局が担う事務事業であっても、市民サービスの提供窓口、相談、協働に関する
ことは区が担う

区局が連携することによって効果が見込める事務事業

<例> 待機児童対策、放課後児童育成、健康づくり、高齢者支援策、地域のまちづくり、
経済産業・文化観光振興など、各区の特性に応じた事業の区局連携 など

区民ニーズの把握と、それを市の施策に反映させる取組

市(局)が担う事務事業範囲

大規模、広域的、全市域を対象とする事業

<例> 各事業の市の計画、企画、総括、幹線道路、大規模公園 など

区が担う事務事業範囲であっても、事務の集約化による効率化が見込まれる事業

(2) 区長の権限・位置付け

区の役割の拡充と住民自治の強化に伴い、区長の権限の強化や位置付けの変更を検討する必要がある。

現行の指定都市制度においても、例えば、全庁的なバランスの中での職員配置における裁量の範囲や、地域ニーズ反映システムの拡充などによる予算の充実、局が管理する財産のうち区域に関する管理などについて、区の特異性・課題に応じて区長の権限を拡充することについて検討する必要がある。

区における組織編成、予算、財産管理、政策、まちづくりなどにおける区長の権限を強化する必要があると考えられるが、どこまでの権限を付与するのか、さらに検討する必要がある。ただし、横浜市としての一体性などの視点から、あらゆる権限を強化するのではなく、その目的や内容など十分な精査が必要である。

特別自治市創設時には、区長は、市長が議会の同意を得て選任する特別職とし、任期中の解職・再任も可能にするなど、区長の役割・権限の強化等に伴う区長の位置付けの変更についての議論を深めることが必要である。

都道府県、市町村のすべての事務を処理する特別自治市への移行により、区の役割や予算が拡大し、区長権限の強化も想定される。これによって区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み等の構築も必要となる。特別自治市における区長は、これらに対応するため、役割・権限に見合う位置付けの変更についての議論を深めることが必要である。

このような特別自治市への移行により、区の役割が大きく見直される場合、区長はそれに伴った役割を果たすために、区長は、市長が議会の同意を得て選任する特別職とするなど、区長の位置付けについて何らかの変更が必要である。

(3) 住民自治の強化

(ア) 必要性

特別自治市は、都道府県、市町村のすべての事務権限を担うこととなる。特別自治市における区は、区役所の権限強化に伴い、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充、地域で活動する区民の視点で区政に参加する場（区政における住民参画機会の仕組み）、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを一体的に整備するなど、住民自治の強化が必要である。

(イ) 具体的な住民自治の強化における新たな仕組み

地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充

現在、各区で取り組んでいる「地域のプラットフォーム」の充実に取り組む中で、地域の自主性・継続性を持った市民主体の地域運営が進むよう、地域の実情にあわせて拡充を検討する必要がある。

「地域のプラットフォーム」を支える「地域と向き合う区の体制」については、区は「地域協働の総合支援拠点」であることを明確にして整備する必要がある。

地域で活動する区民の視点で区政に参加する場

(区政における住民参画機会の仕組み)

区政における住民参画機会の仕組みは、特別自治市創設時に条例を制定するなど、市として全区統一的な位置付け・役割・機能等を明確にする制度設計が必要である。

自治会・町内会など地域で活動する区民の視点を生かせることを基本に、例えば、委員構成等は各区の実情を踏まえた制度設計を検討する必要がある。

区政における住民参画機会（地域で活動する区民の視点で区政に参加する場）と地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充の仕組みにあわせ、協働による地域づくりのための区の体制整備も検討する必要がある。

現行制度の下でも、本市の標準的な仕組みを明らかにした上で、区・地域の実情に応じた住民参画機会の仕組みを構築することについて、検討する必要がある。

区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組み

本市では、「個性ある区づくり推進費」等について協議するため、各区に区選出の市会議員をもって構成し、市会議長が招集する「区づくり推進横浜市会議員会議」が平成6年に設置されている。平成25年8月には、「区づくり推進横浜市会議員会議運営要領」が改正され、協議事項を「個性ある区づくり推進費」に加え、局から区への予算及び事業に係る区主要事業とし、市会における予算・決算の審議・審査の前に開催し、協議内容が生かされるようにすることとされた。さらに、会議の議事録を作成のうえ議長に提出し、議長は議事録を公開することとした。

横浜市会大都市行財政制度特別委員会報告書（平成24年5月）における「選挙で選ばれた公選職である市会議員が、当該区民の代表として区政にかかわることができるよう、現行制度の下でも、できる限りの仕組みを構築する必

要がある」という提言なども踏まえ、諸外国の大都市の制度を参考に、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを検討する必要がある。

市議員が区の議員機能を兼務する形態が、大都市の一体性と「都市内分権」を両立させる効果的な手法と考えられる。

選挙区が行政区単位となっている区選出の公選市議員が区政にかかわる仕組みは、諸外国の一層制の大都市の事例（トロント、ニューヨークなど）を参考にした制度設計が考えられる。

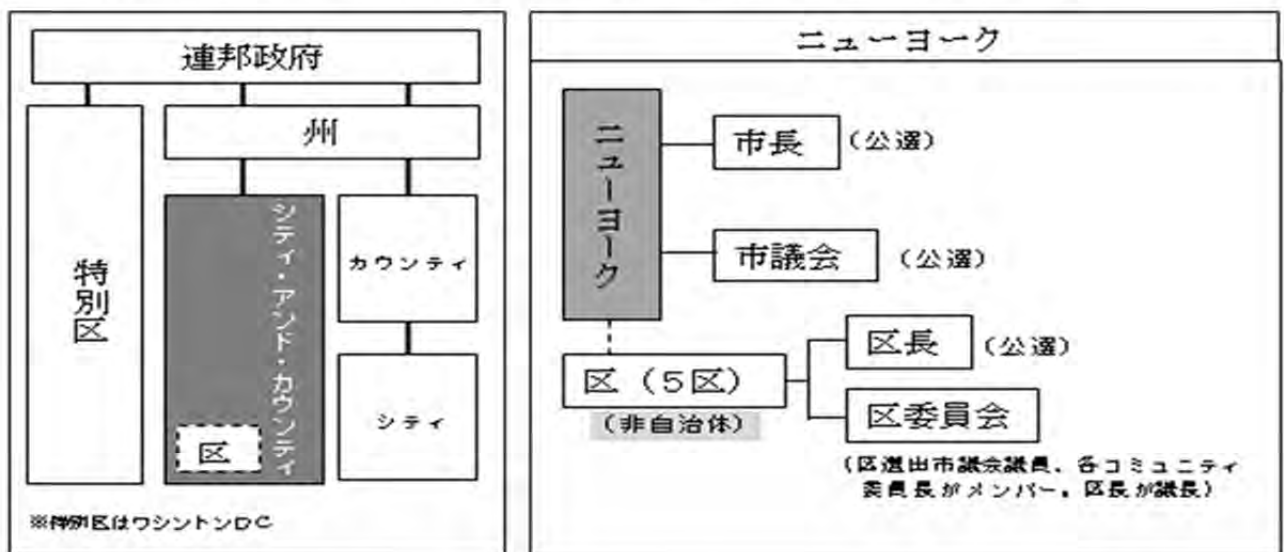
（ については、横浜特別自治市大綱に記載されている項目や、横浜市会大都市行財政制度特別委員会等においても議論されている項目を整理して記載したものである）

【参考 11】諸外国の大都市制度

アメリカの地方自治制度【ニューヨーク】

<ニューヨークの基礎情報(2010)>

○人口 約818万人(区:47~250万人) ○面積 約785km²(区:61~290km²) ○区的位置付け 非自治体(行政区)



区長

【選出方法】公選(任期4年)

【役割】市のサービス提供監視、公聴会開催、コミュニティ委員の任命等

※歴史的経緯によって公選しているが、現在、行政事務に係る実質的な権限はほとんどない。
その一方で、1990年以降、市長・市議会の権限強化が行われている。

区委員会

○区議会に代わるものとして、議長を務める区長の他、区選出市議会議員、各コミュニティ委員長がメンバーとなり、「区委員会」を構成。コミュニティ委員会と市行政機関との連携を取る役割など。

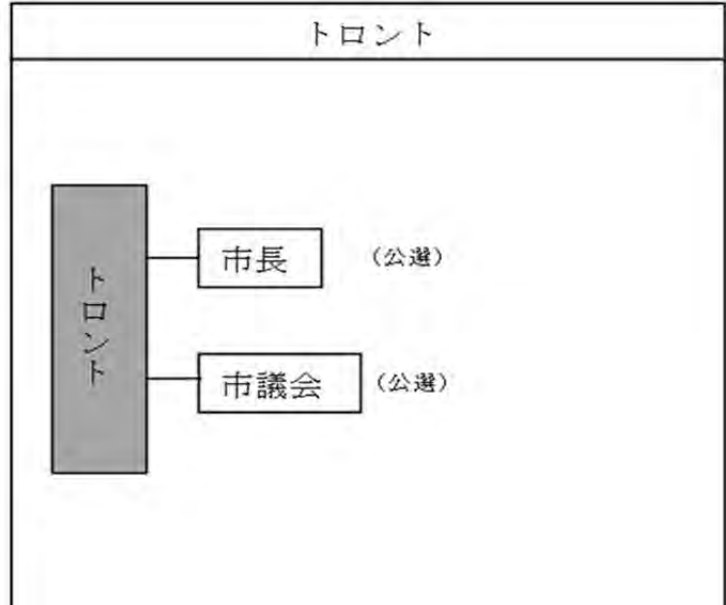
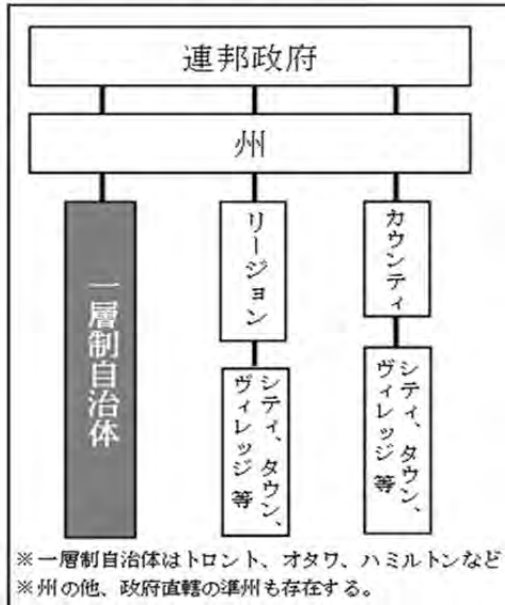
住民自治
住民参画

○「コミュニティ委員会」を市内に59委員会(平均12~15万人)設置
○各コミュニティ委員会は、有給の事務責任者「地区マネージャー」を採用

カナダの地方自治制度【トロント】

<トロントの基礎情報(2011)>

○人口 約262万人 ○面積 約630km²



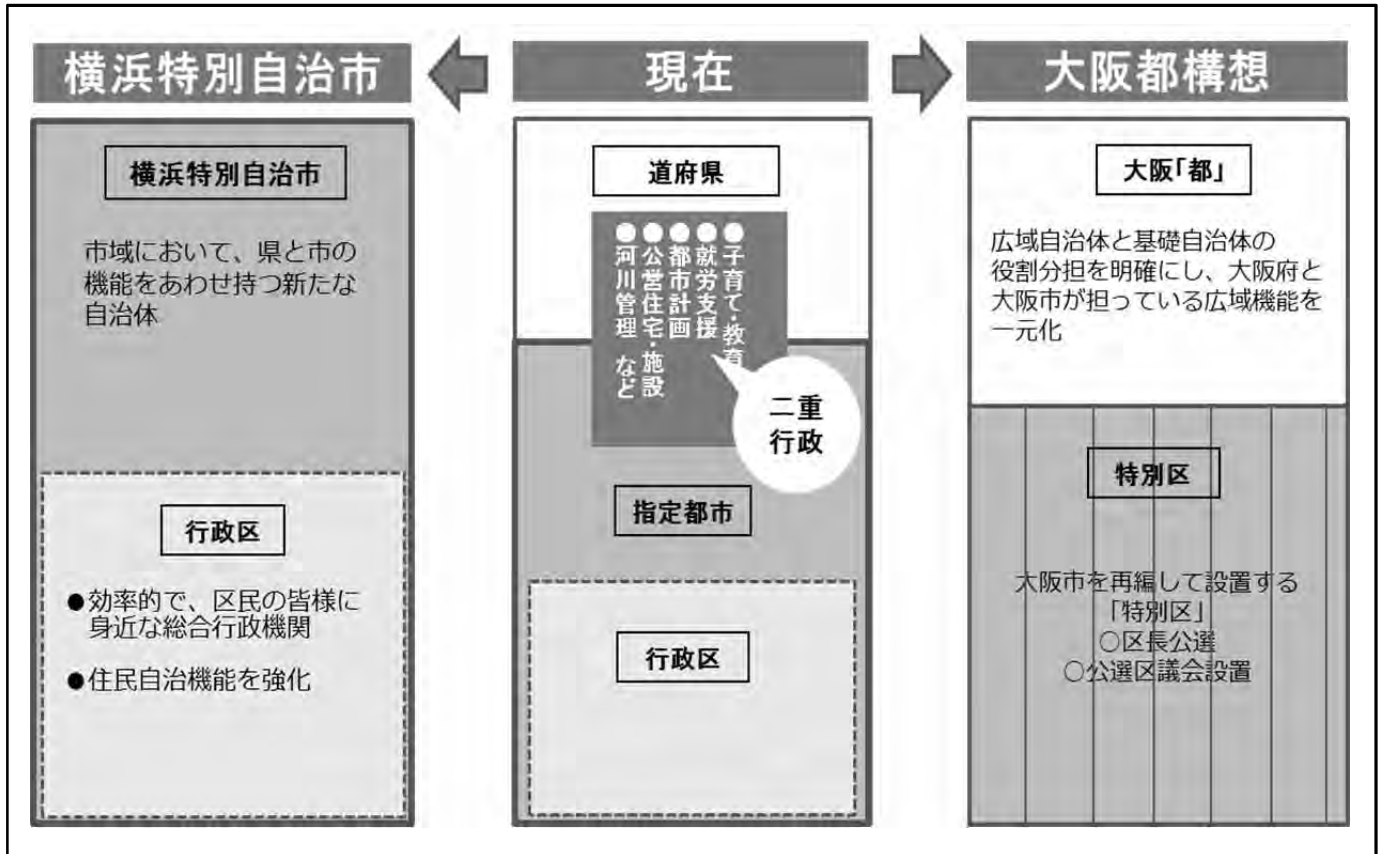
コミュニティ・カウンシル (コミュニティ議会)

○市議会において分野ごとに設けられる委員会とは別に、市議会の44の小選挙区を4つにまとめた区域ごと(人口60~64万人)に設けられる委員会で、各区域から選出された市議会議員が委員となっている。

コミュニティ・カウンシル が誕生した経緯

○合併前の6つの旧自治体のアイデンティティが薄らぐことや、住民と自治体が遠くなることを防ぐため、州政府は、旧自治体(6区)ごとにコミュニティ・カウンシルの設置を合併法案に盛り込み、法案を可決させ、コミュニティ・カウンシルが誕生した。
 (1998年トロント市が誕生)
 その後、旧自治体(6区)の人口格差(10万人~65万人)を是正するため、2003年に6区から4区に区割りを変更した。

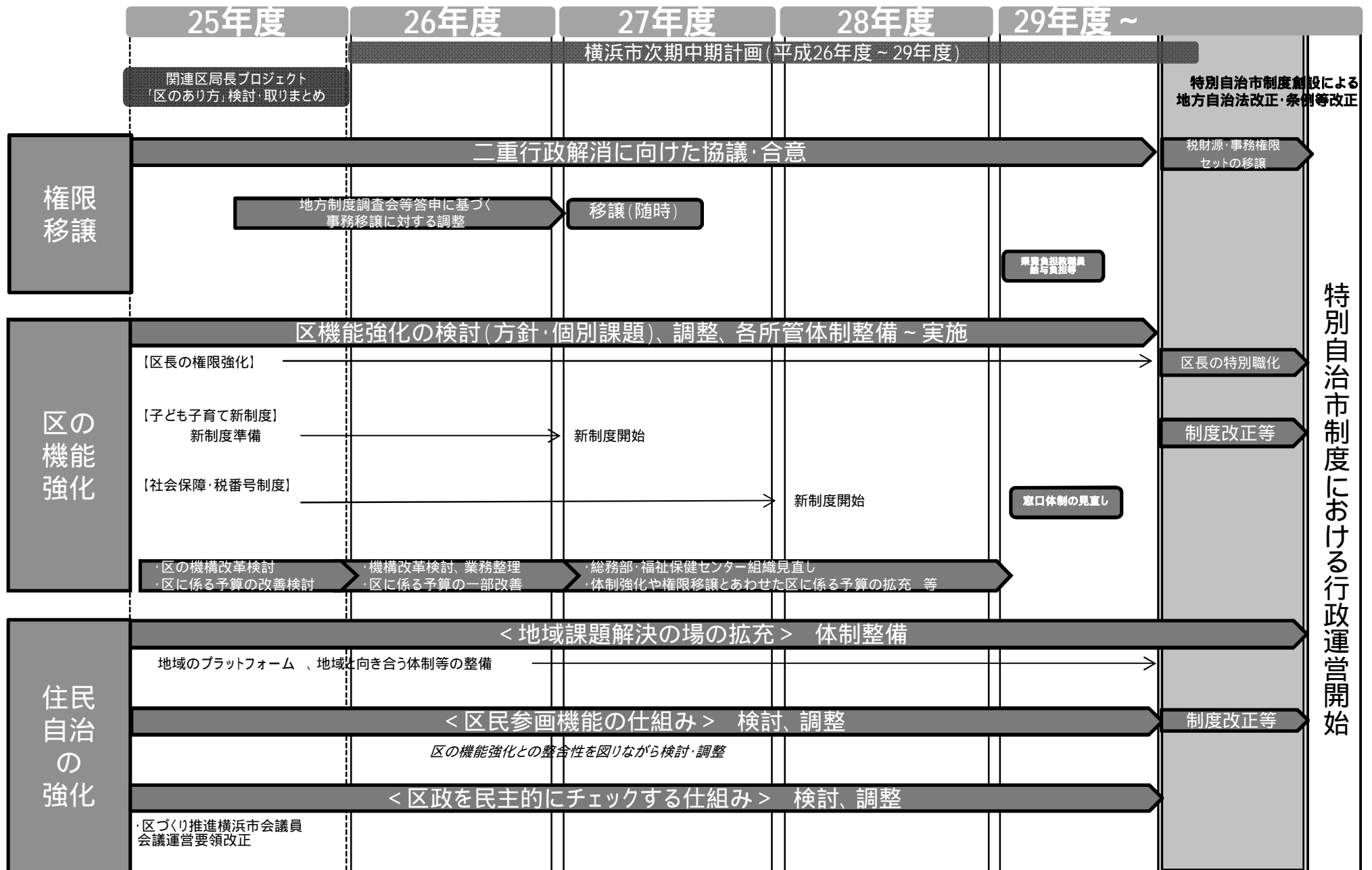
【参考 12】特別自治市と大阪都構想の比較



5 最終とりまとめに向けて

今後、この論点整理を基に、関連区局長プロジェクトにおいて、さらに検討・議論を行うとともに、あわせて市会における議論を踏まえ、最終とりまとめとして「特別自治市創設に向けた「区」のあり方に関する基本的考え方」を取りまとめていくこととする。

【別添参考資料】特別自治市創設に向けた「区の機能強化と住民自治の強化」に関する工程案



新たな大都市制度における権限移譲と市及び区のあり方について（骨子案）

1 権限移譲について

- 横浜市が持つ大都市としての潜在力を最大限発揮し、大都市のスケールメリットを活かすためには、新たな大都市制度「特別自治市」を実現する必要がある。
- 特別自治市制度については、市民生活の向上のために国や県と市の二重行政を解消し、市民サービスの一元化を図りながら、大都市横浜に見合った権限と財源を持っていくことが必要である。さらに、周辺市と広域連携も強化していくことが必要である。
- 第30次地方制度調査会答申では、都道府県から指定都市への移譲対象事務の例として、市町村立小中学校の学級編制基準の決定、職員の定数決定、給与負担等や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定が明記されており、これらについては速やかに対応を国や県に対して求めていくべきである。
- 横浜特別自治市大綱では、特別自治市として横浜市が担う事務権限は、現在県が横浜市域で実施する事務及び横浜市が担う事務の全部と定めているため、国や県からの事務権限や税財源の移譲を求めていく意思を明確に示し、権限や財源の移譲を協議する機関を早急に設置する必要がある。

《移譲すべき主な権限や政策》

- ・国 … 課税権、国道事務やハローワーク等の国の出先機関 など
- ・県 … 教職員給与、幼稚園、河川管理、都市計画 など
- 国や県からの事務権限の移譲に併せて、これまで不十分であった税財源の移譲も明確に主張し、求めていくべきである。
- 県から自立し、二重行政を解消し、原則として県税の100%を市税に転換する「特別自治市」の実現までには、段階的にひとつひとつの権限や財源を獲得し続けていき、場合によっては他都市に先駆けて、最終的な「特別自治市」実現を目指していくべきである。

2 市及び区について

(1) 市及び区の役割

- 特別自治市として横浜市が担う事務権限は、国や県からの事務権限等の移譲に伴い広範となるため、新たに増える事務事業などには速やかに対応する一方で、事務事業の選択と集中を図り、行政の効率化を推進していく必要がある。
- 権限の移譲に伴う経費は、人的・財政的・事務的経費等全経費を人数・金額・床面積などの数値で明らかにするとともに、それらの捻出についても県や国に対して求めるべきは求め、権限の移譲によって他の行政サービスが低下することは避けなければならない。
- 市は権限や財源の移譲に伴い、市全体の政策立案や決定、大都市経営の推進等を行い、区は、区ごとに異なる課題を解決し、区の個性を伸ばす政策を推進するなど、独自性を発揮できるように、それぞれの役割を見直すことが必要である。
- 区の役割の見直しにあたっては、子育て支援、高齢者福祉、災害対策、中小企業支援、文化観光政策、教育施策など、区の地域特性や役割に見合った事務権限や予算の拡大が必要である。
- 区で完結しないものについては、各区の多様性にも対応しながら、総体として一つにまとめることが、大都市のスケールメリットにもなる。
- 区ごとの個性を活かす政策を推進するとともに、北部新興地域・東部都心地域・南部高齢化地域など、複数区を方面別のような形でまとめ、地域ごとに必要な政策を立案・推進して

いくことも検討すべきである。

(2) 区長の権限や位置づけ

- 特別自治市においては、大都市の一体性の確保や新たな二重行政を生み出しかねない区長公選は採用すべきではない。しかし、特別自治市の創設により区の役割と責任が強化されることを踏まえ、区長は、例えば、第30次地方制度調査会答申で示されたように、市長が議会の同意を得て選任する特別職とするなど、選挙で選ばれた区民の代表である市議員が何らかの形で関わる仕組みを含め、行政実態に見合った見直しが必要である。
- 区の予算編成については、道路・上下水道・福祉・都市整備・環境整備などのうち、18区に分けることのできる予算については出来る限り区ごとに可視化して、各区の行政の実態を明らかにすべきである。

(3) 住民自治の強化と区選出市議員の役割

- 特別自治市の創設により、区の役割や機能が強化され、予算が拡充されることに伴い、ある段階に到達した時点において区における意思決定機関が必要になる。
- 公選区長や区議会を設けずとも、工夫により区の意思決定の仕組みや住民自治の強化は可能である。
- 横浜特別自治市大綱では、大都市の一体性を活かすため、特別自治市における区は行政区としている。区は法人格を持たず課税権や条例制定権は与えられないことになる。このことから、区に新たな議会を設けるのではなく、区選出の市議員が区政を民主的にチェックする仕組みを設けるなど、区政における区選出市議員の役割や立場を明確化することで、意思決定機関としての機能を確保することは可能である。
- 新たな意思決定機関の仕組みについては、大都市の一体性と「都市内分権」を両立させる観点から、市議員が区議会議員の機能を兼務するような仕組みを創設するなど、横浜市の強みをいかす仕組みを検討していく必要がある。
- 横浜特別自治市大綱でも示されている地域の課題解決における住民参画機会の仕組みについては、区民の代表である市議員が区政を民主的にチェックする仕組みとは、役割や機能を明確に分けていく必要がある。
- 区は、市民に最も身近な行政機関として、市民協働の土壌を作り、市民主体の地域運営が実践され、その声が区政に反映できる場を設けるなど、地域社会にどこまでを委ねることができるのかも検討が必要である。
- 地域の課題解決のための地域区分は、自治会町内会・連合町内会・小学校区・中学校区など、ふさわしい規模や地域割りを検討する必要がある。
- 自治会町内会・連合町内会や市民活動団体、NPO、企業などが、地域社会において、様々な活動の担い手となり、地域の絆を深めていくことが必要である。

3 現行制度の下でも取り組むべきこと

- 現行制度においても実現可能な区の機能や権限の強化等を積極的に進める必要がある。
- 区の機能や権限の強化等にあわせ、現行の区づくり推進市議員会議の役割のさらなる強化など、選挙で選ばれた公選職である市議員が、当該区民の代表として区政にかかわることができるよう、現行制度の下でも、できる限りの仕組みを構築する必要がある。
- 国や県から横浜市へ、横浜市から各区へといった権限や財源の移譲や機能の強化の進行にあわせて行政の仕組みや機構の改善は必要に応じて行われていくべきである。

1 大都市行財政制度特別委員会で取り組むべき課題

- ① 横浜市が特別自治市としてまたはその過渡期に新たに担うべきこと
- ② 横浜市が各区に役割を委ねるべきこと
- ③ 各区が横浜市からの役割の移動に向けて整えておくべきこと
- ④ 自治会町内会・連合町内会や市民活動団体・NPO・企業などに担ってもらえること

2 委員から示された主な意見

(1) 第1回委員会（平成25年6月7日開催）

【議題】

- (1) 平成25年度の委員会運営方法について
- (2) 指定都市の「平成26年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について
- (3) 新たな大都市制度の創設に向けた検討状況等について

【主な意見】

- ・ 区のあり方の問題は特に重要だと思うが、新潟市や浜松市などで行われている区地域協議会のような手法についてもテーマに含めてもらいたい。
- ・ 横浜市で大都市制度を考えるに当たっては、区の役割は非常に重要になってくると考えられる。特別自治市への移行が実現しなくとも、区について現段階でできることを考え、実行していくための提案を行っていく必要があると思う。
- ・ 現在の区づくり推進横浜市議員会議では、特別自治市や都市内分権のあり方についての議論ができる余地がない。特別委員会の議論と並行して、区でも考えるような指示を進めるべきではないか。
- ・ 県議会や国なども含めて、何か討論できる場があればよいと思う。
- ・ 大都市制度については、横浜市がどういったスタンスでリーダーシップを発揮していくのかを、もう少し明確に示していただきたい。
- ・ 横浜市が進める大都市制度を市民にどのように理解を求めていくかが大事なので、市民に対して、もう少し発信力を高めていただきたい。
- ・ 横浜市が求める権限や、県と話し合ってきた中でできることやできないこと、何が問題なのかなどについて一度整理し、明らかにしていくべきと考える。
- ・ 特別自治市の実現のためには、市民に応援団になってもらい、全体のパワーでいろいろな課題を超えていく必要があると思うので、適切な時期に行政からの広報に対する市民の反応をつかんでおくべきである。
- ・ 議員あるいは議会として、タイミングを逃さない動き方についても、議論しなければいけないと思う。
- ・ 行財政の立場から見た視点だけではなく、市民から見て二重行政にどういった問題があるかという視点も必要だと思うし、きちんと議論しなければならない。
- ・ 18区の区民の皆さんがひとしく市民生活の向上を実感できるような大都市制度を進めていくのであれば、もっと強い意思を持ってリーダーシップを発揮しないと全庁的な動きにならないのではないかと。
- ・ 県議会議員と市議員でいろいろ提案をしながら一緒にやっていかなければ、いつまでたっても先に進まないのではないかと。
- ・ さまざまな課題となっている事務について整理をしながら、市民の立場、議会の立場

から、それが本当に妥当かどうか、どのように進めるべきかを議論していきたいと思う。

- ・広報用DVDについては、市民が大都市制度の仕組みを理解しやすく、また、分野ごとの二重行政解消後のビジョンを市民側の目線で示すなど、内容を改善していただきたい。

(2) 第2回委員会（平成25年8月2日開催）

【議題】

- (1) 指定都市の「平成26年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について
- (2) 調査・研究テーマ「新たな大都市制度における権限移譲と市及び区のあり方」について

【主な意見】

- ・権限移譲に伴う人員や税源について、県とどのような協議を行っているのか、きちんと報告をいただきたい。
- ・さまざまな権限移譲が進んできてはいるものの、県費負担教職員の給与負担等の移譲については遅々として進んでいない状況があるので、もう少しいろいろな方法を考えたほうがいいと思う。
- ・臨時財政対策債については臨時的な措置だったが、今日まで継続されている。各自治体も困っている部分があると思うので、我々も国に対してもっと強く意見を言うべきだと考える。
- ・各区の住民自治・協働をどう高めていくかということについては、地域の方々とともに検討すべきであり、これからの横浜市のあり方の基本的な部分になってくると思われるので、ぜひ一緒に議論していきたいと考えている。
- ・二重行政の中には、解消すべきもの、残したほうがよいものがあると思うので、よい部分もきちんと把握した上で考えていかなければならない。
- ・ハローワークや河川管理、国道事務所など、国との三重行政の問題についても、議論を行っていくべきである。
- ・公営企業を特別自治市の中でどう扱うかについても、抽出すべきだと思う。国と広域と地域をどう分けるかという議論の中で、分権を推進するものと、戻すほうが効率のいいものの区分けはこれからも行っていくべきだと思う。
- ・特別自治市ができるまでの間、区づくり推進横浜市会議員会議に住民から選ばれた人を入れるなど、今ある制度の中でも住民自治の機能の強化や干渉を高めることはできるのではないか。
- ・諸外国の大都市制度については、横浜市に合うような選挙制度で選出されている都市を参考事例としていきたい。
- ・財源が伴っていない権限移譲は、横浜市にとって大きな負担になってくる。移譲事務交付金についてもしっかりと検証し、県に対して言うべきことはきちんと行っていくべきである。

(3) 第3回委員会（平成25年9月10日開催）

【議題】

(1) 参考人の招致について

（山梨学院大学法学部政治行政学科 江藤俊昭教授を参考人として招致することを決定）

(4) 第4回委員会（平成25年10月1日開催）

【議題】

(1) 都市内分権と行政区のあり方（新たな大都市制度の方向性と横浜市にふさわしい大都市像）

(2) 調査・研究テーマ「新たな大都市制度における権限移譲と市及び区のあり方」について

(3) 指定都市の「平成26年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について

【講演概要】

- ・大都市政治と都市内分権を考える上では、大都市である横浜市全体の政治を働かせていくことと、住民に近い視点から横浜市の政治を動かしていくという両側面の視点が必要である。都市内分権だけに収れんさせるわけにはいかない。
- ・都市内分権においては、分市とまではいかないまでも権限があり、住民代表機関も設置するという方向性と、権限はないにしても、住民参加制度を充実させて市長や議会に要望を出すなどにより地域ごとの政策が決められていくという2つの方向性があるのではないか。
- ・横浜市は、個性ある区づくり推進費の予算規模も大きく、また、区づくり推進横浜市民議員会議により区と議論しながら方向性に影響を与えており、都市内分権については先駆的な仕組みになっていると思う。
- ・第30次地方制度調査会では、住民に身近なサービスを住民に近い単位で行うことが都市内分権であり、これを行うことが住民自治を進めていくという原則に立っているため、区を充実させるということがポイントになっている。横浜市の場合は、20万人規模の行政区もあり、さらに身近なところの住民自治のあり方も同時に考えていかなければならない。
- ・地方制度調査会答申では、都市内分権が大事なのだということを強調しながら、現実には、政令市の多くは実現できていない。都市内分権の議論をするためには、地方自治法を改正しなければいけないこともあるが、改正しなくてもできることもたくさんあるのではないかと考えている。
- ・都市内分権だけが政治ではない。横浜市全体の政治も活性化するように、そしてそれを都市内分権とどうつなげていくかということも議論の対象になるのではないかと。
- ・住民の声を行政に反映する仕組みを設けることが大切である。
- ・区への権限移譲ができていない中で、市長と区長との調整などに要する費用を考えると、区長公選については今の段階では必要ないのではないかと。
- ・横浜市においては、行政区ごとに予算について議論して要望も出せるシステムが必要ではないか。また現在の区づくり推進費を拡大することによって、それぞれの特徴を見つけることも大事なのではないかと。

- ・住民の参加組織について、構成員の選出方法は難しいと思うが、行政区ごと、分野ごとに設置することも必要だと思う。同時にそこでの提案は、正統に選挙された議会が受けとめてしっかりと議論していくことが必要なのではないか。
- ・今後、行政区ごとに権限が付与されたときには、ある程度の人数の選出議員による常任委員会や住民代表機関の設置が必要になってくると思う。
- ・せっかく行政区ごとに住民の代表である議員がいるのだから、この方々を活用した制度をつくったほうがいいのではないか。また、区ごとの政策について影響を与えるという意味では、議員と住民代表機関と一緒にあって、区の政策を提言する機関を設置することも考えられるのではないか。
- ・住民自治を進めるときには、区を重視することが大事であり、区の権限をどのようにしていくか、住民参加制度をどのように配置していくかを考えていくべきである。正統に選挙された人によって構成されているのは、今のところ議会だけであり、議会が重要な役割を果たすところを、区単位で選出されていることを前提にしながら活用していくことを考えていただきたい。

【主な意見】

- ・政令市出身の県議会議員は市会議員と兼職とし、その分の財源の移譲を受ければ、いろいろなことができるのではないか。
- ・県と市で重複する事務をまず市に移譲し、市がオーバーフローする部分については区に移譲し、区の中でも議員と地域代表が役割を持って取り組んでいく。そのためのルールづくりと区への大胆な予算移譲が必要になってくるのではないかと思う。
- ・県議会と市会を一緒にするとか、18区の一部を合区するという話は暴論であり、それぞれの地域の特性に応じた都市内分権を図るべきである。
一方、地域特性の中で、同じような課題を持っているところが集まって、1つのものを解決していくということは大いに建設的でよいと思う。
- ・区に多くの権限が移譲されると人員も費用も膨大になってしまう。どこまで区に権限を与えるのが大事である。
- ・各区の常任委員会について、議員の人数が少ない区では特定の政党だけで区のことを議論してしまうことになり、バランスから考えると不合理になっていくのではないか。例えば、方面別常任委員会のような形で議論し、そこから上がってきたものが市議会の中で議論されていくという流れがよいのではないか。
- ・横浜市はひとつの区の規模が大きいので、区に対する権限移譲と同時に、区の中でのさらなる分権、各地域でのサービスを提供するような場をつくっていくことをしないと、非常におくれている状況がずっと続くように思う。
- ・区への権限移譲の前に、今の段階でも区と局の予算がどのようにかかわって動いているのかを明らかにさせる必要がある。区の財源がもっと区民に具体的に使えるように調整できるような仕組みが非常に重要だと思う。
- ・政策議論を積み重ねていくのが区民会議のあるべき姿であると思うが、今までそのような議論が深まってこなかった経緯もある。単に住民の声を聞く会議をやればよいというわけではなく、突き詰めた議論は区政の中でどのような姿にすればよいのかを議論していく必要がある。
- ・国において地方自治のあり方、地方議会に対しての位置づけを明確化してこない限り、横浜市の議論は議論でしかなくなってしまうのではないか。

権限移譲の流れと行政の役割

